

渋川市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、聴力の低下により日常生活に支障を来している高齢者のコミュニケーションの手段を確保するとともに、要介護状態になることの予防や引きこもりの防止を図るため、補聴器を購入する高齢者に対し、予算の範囲内において、助成金を交付する。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、補聴器を購入する者とし、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 市内に居住し、住所を有する65歳以上の者であること。
- (2) 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない者であること。
- (3) 両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、かつ、聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象にならない者であること。
- (4) 一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が認定した耳鼻咽喉科専門医から補聴器の使用が必要であると認められ、かつ、当該専門医の意見書等を提出することができる者であること。
- (5) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 市税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を滞納していない世帯の構成員であること。
- (7) 過去に渋川市高齢者補聴器購入費助成金の交付を受けていないこと。

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、管理医療機器認定を取得した新品の補聴器本体（電池、充電器及びイヤモールド（以下「付属品」という。）を含む。）の購入費用とする。ただし、次に掲げる費用は助成対象経費から除くものとする。

- (1) 診察料、検査料及び意見書作成料等の受診費用

- (2) 補聴器の修理、保守、電池交換及び付属品のみの購入に係る費用
- (3) 集音器の購入に係る費用
- (4) その他市長が不相当と認める経費

2 助成金の交付対象となる補聴器は、1人当たり1台限りとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成金の交付の申請を行う日の属する年度（その日が4月1日から6月30日までの間は、前年度とする。）において、申請を行う者及びその属する世帯の住民税課税状況により、次の各号のいずれかの額とする。ただし、申請を行う日時点で、当該世帯に死亡者又は転出者がある場合は、それらの者は世帯員から除いて判断するものとする。

(1) 住民税非課税世帯に属する者 助成対象経費又は30,000円のいずれか少ない額

(2) 住民税課税世帯又は住民税が非課税であることを確認できない者がいる世帯に属する者 助成対象経費又は20,000円のいずれか少ない額

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。